

議員提出議案第3号

朝霞市政治倫理条例

上記の議案を地方自治法第112条及び朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年6月10日提出

提出者	朝霞市議会議員	田原	亮
提出者	朝霞市議会議員	野本	一幸
提出者	朝霞市議会議員	利根川	仁志
提出者	朝霞市議会議員	黒川	滋

朝霞市議会議長 様

## 朝霞市政治倫理条例

令和6年3月19日に朝霞市議会（以下「議会」という。）において採択された朝霞市議会議員の秩序とモラルについて市議会での議論を求める請願を受け、市民の受忍限度という観点から政治活動（選挙運動を含む。以下同じ。）の倫理に関する基本事項を具現化するものとして、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）にある者、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下「公職の候補者等」という。）の倫理に関する基本事項を定めることにより、政治活動における倫理の確立及び向上を図るとともに、市民に信頼される公正で民主的な選挙を通じて、議会の議論による健全な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 朝霞市議会議員は、市民の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求する役割を深く認識し、その使命の達成に努めなければならない。

（基本事項の遵守）

第3条 公職にある者及び公職の候補者等は、法を遵守するとともに、その品位と名誉を保ち、政治に対する市民の信頼を損なわないために、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為
- (2) 公職にある者及び公職の候補者等としての発言又は情報の発信において、他人への名誉棄損、恐怖を与える言動、人格を損なう行為、嫌がらせ、強制、強要、不当に圧力をかける行為、差別又は人権侵害のおそれのある行為
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力に関与する行為
- (4) 第三者による前3号に掲げる行為に関与する行為

附 則

この条例は、公布の日から施行する。